

滋賀県内の医療機関 様

彦根市長 和田 裕行
(公印省略)

彦根市子ども医療費助成制度に係る対象者拡大について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本市行政各般にわたりご理解、ご協力を賜るとともに、医療、保健および福祉の向上に日々ご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市におきましては、令和6年4月診療分から、下記のとおり中学生の通院医療費助成と高校生世代の医療費助成を、現物給付方式にて実施させていただくことになりました。これにより、本市では、乳幼児から18歳の年度末を迎えるまでの間、通院、入院ともに現物給付で受診いただけるようになります。

医療機関の皆様にはお手数をおかけすることとなりますが、何卒、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

中学生の通院医療費助成拡大について（市単独事業）

拡大対象：彦根市に住民登録のある中学生（約3,000人）

（ひとり親、重度心身障害者に係る福祉医療費助成対象者は除く）

拡大内容：通院医療費（入院については中学3年生まで医療費助成実施済）

助成方法：現物給付（所得制限なし、一部負担金なしの完全無料化）

福祉番号：40259020 ※現在の福祉医療費受給券（子ども医療）から変更なし

高校生世代の医療費助成拡大について（県および市制度）

拡大対象：彦根市に住民登録のある高校生世代（約3,000人強）

（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者）

※県の上位制度となるため、ひとり親や重心の助成対象者も変更

拡大内容：通院および入院医療費

助成方法：現物給付

※県の制度としては、所得制限なし、一部自己負担金あり

※彦根市では一部自己負担金を市が負担しますので、受給者は完全無料化

福祉番号：40252025 ※新たに福祉医療費受給券（子ども^高）（ピンク色）を交付

※新たに対象となる、次年度の中学2・3年生および、高校生世代の方にはそれぞれ受給券を交付します。

※既に受給券をお持ちの小学生は、有効期間を中学卒業まで延長した受給券に差し替えます。

※令和6年4月診療分からは、18歳の年度末を迎えるまでは、通院、入院ともに現物給付となります。

<お問合せ先>

彦根市役所保険年金課年金係

TEL 0749-30-6136(直通) / FAX 0749-22-1398 / E-mail hokennenkin@ma.city.hikone.shiga.jp



子どもの医療費助成の対象年齢を 高校生世代まで拡大します！

彦根市では令和6年4月診療分から、高校生世代の方（18歳に達した日以降最初の3月31日）まで入院・通院の医療費助成を受けることができます！

◎新しく対象となる①と②の方には、福祉医療費受給券交付／更新申請書を送付します。

⇒案内が届いたら申請書を提出してください。

令和6年4月以降、県内の医療機関の窓口で福祉医療費受給券を提示いただくと、入院・通院（調剤薬局も含む）ともに、健康保険適用内の医療費が無料になります。

① 令和6年4月時点で、新小学1年生、新中学2・3年生の方

- ・中学3年生までご利用いただける福祉医療費受給券(子ども医療)を交付します。
- ・中学校卒業前には、②（高校生世代）の申請書を別途送付します。
- ・福祉医療費受給券(ひとり親、障害)をお持ちの方は、申請書の送付は致しません。現在お持ちの福祉医療費受給券(ひとり親、障害)を引き続きご利用ください。

② 高校生世代(令和6年4月時点で新高校1年生～新高校3年生の年代)の方

- ・18歳の年度末までご利用いただける福祉医療費受給券(子ども^高)を交付します。
- ・現在、福祉医療費受給券(ひとり親、障害)をお持ちの方も変更となります。令和6年4月診療分より、新たに交付する福祉医療費受給券(子ども^高)をご利用ください。
- ※ 福祉医療費受給券(子ども^高)の期間終了後、福祉医療費受給券(障害)を再度お持ちいただけますので、別途ご案内します。

③ 福祉医療費受給券(子ども医療)をお持ちの方(令和6年4月時点で新小学2年生～新中学1年生) 令和6年3月中に中学3年生までご利用いただける受給券を新たに交付します。(申請は不要です。)

【イメージ図】



※注：県外の医療機関を受診された場合は、自己負担後の申請により払い戻しとなります。健康保険適用外のものとは助成されません。

(健康診断、予防接種、診断書代、容器代、入院時の食事代、選定療養費など)

ご不明な点があれば、下記までご連絡ください。

彦根市役所 保険年金課 年金係 TEL：0749-30-6136